

景観法及び高山村景観条例等による景観重要建造物等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び高山村景観条例（平成20年高山村条例第32号。以下「条例」という。）による景観重要建造物等の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観重要建造物等の指定の提案)

第2条 法第20条第1項及び第2項又は法第29条第1項及び第2項による提案は、景観重要建造物等指定提案書（様式第1号）を提出して行わなければならない。

(景観重要建造物等の非指定の通知)

第3条 法第20条第3項又は法第29条第3項による通知は、景観重要建造物等に指定しない旨の通知書（様式第2号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第4条 法第21条第1項又は法第30条第1項による通知は、建造物にあつては景観重要建造物指定通知書（様式第3号）により、樹木にあつては景観重要樹木指定通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。）第8条第2項の規定により定める方法は、当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示した図面を添付する方法とする。

(景観重要建造物等の指定等の告示)

第5条 条例第16条第2項及び条例第19条第2項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 指定年月日
- (3) 景観重要建造物及び景観重要樹木の名称
- (4) 景観重要建造物及び景観重要樹木の所在地

(現状変更行為の許可等)

第6条 村長は、法第22条第1項又は法第31条第1項に規定する申請があつた場合において、その内容が良好な景観の保存に支障がないものとして許可したときは、当該申請した者に対し、現状変更許可書（様式第5号）により通知するものとする。

2 法第23条第1項又は法第32条第1項による命令は、原状回復等命令書（様式第6号）により行うものとする。

3 法第26条又は法第34条による命令及び勧告は、管理に関する命令書（様式第7号）及び管理に関する勧告書（様式第8号）により行うものとする。

4 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定解除通知書（様式第9号）により行うものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則 この要領は、平成20年10月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

景観重要建造物等指定提案書

高山村長 様	住所 氏名 連絡先（電話）	年 月 日
[法人等にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名]		
第20条第1項・第2項 景観法 の規定により、次のとおり指定することを提案 第29条第1項・第2項 します。		

景観 重要 建造 物	名称			
	所在地	高山村 大字		
	所有者の住所及び氏名			
	建築年			
	建築面積	㎡	延べ面積	㎡
	構造	造 建て		
	外観の特徴			
景観 重要 樹木	樹種			
	所在地	高山村 大字		
	所有者の住所及び氏名			
	樹容の特徴			

あて

高山村長

景観重要建造物等に指定しない旨の通知書

第20条第1項・第2項
景観法 の規定により提案があった建造物又は樹木について
第29条第1項・第2項
では、景観重要建造物又は景観重要樹木に指定しないこととしたので、
第20条第3項
同法 の規定により下記のとおり通知します。
第29条第3項

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 提案年月日 年 月 日
- 4 指定しない理由

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

あて

高山村長

景観重要建造物指定通知書

景観法第19条第1項の規定により下記の建造物を、景観重要建造物に指定したので、通知します。

記

- | | |
|---------------|--------|
| 1 指定番号 | 第 号 |
| 2 指定年月日 | 年 月 日 |
| 3 名称 | |
| 4 所在地 | |
| 5 所有者の氏名 | |
| 6 所有者の住所 | |
| 7 外観の特徴 | |
| 8 土地その他の物件の範囲 | 別紙のとおり |

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

あて

高山村長

景観重要樹木指定通知書

景観法第28条第1項の規定により下記の樹木を、景観重要樹木に指定したので、通知します。

記

- | | | |
|----------|---|-----|
| 1 指定番号 | 第 | 号 |
| 2 指定年月日 | 年 | 月 日 |
| 3 樹種 | | |
| 4 所在地 | | |
| 5 所有者の氏名 | | |
| 6 所有者の住所 | | |
| 7 樹容の特徴 | | |

様式第6号（第6条関係）

高山村指令 第 号

住 所

氏 名

あて

原状回復等命令書

第 22 条第 1 項

あなたの行為は、景観法 の規定又は同条第 3 項の規定により許可

第 31 条第 1 項

第 23 条第 1 項

に付された条件に違反しているので、景観法 の規定により、下記のと

第 32 条第 1 項

おり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第 102 条の規定により、30 万円以下の罰金に処されることがあります。

年 月 日

高山村長

記

- 1 命令の対象となる建造物又は樹木の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日

この処分に不服があるときは、この処分の命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に村長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長となります。）提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

様式第7号（第6条関係）

高山村指令 第 号

住 所
氏 名 　　　　　　　　　あて

管理に関する命令書

景観重要建造物
あなたが所有又は管理する 　　　　　　　　　は、管理が適当でないため滅失し、若し
景観重要樹木

第 26 条

くはき損又は枯死するおそれがあると認められるため、景観法 　　　　　の規定により、
第 34 条

下記の措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第 104 条の規定により、30 万円以下の過料に処されることがあります。

年 月 日

高山村長

記

- 1 命令の対象となる建造物又は樹木の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日

この処分に不服があるときは、この処分の命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に村長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長となります。）提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

あて

高山村長

管理に関する勧告書

景観重要建造物
あなたが所有又は管理する は、管理が適当でないため滅失し、若し
景観重要樹木

第 26 条
くはき損又は枯死するおそれがあると認められるため、景観法 の規定により、
第 34 条
下記の措置をとることを勧告します。

記

- 1 勧告の対象となる建造物又は樹木の名称及び指定番号
- 2 勧告の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日

様式第9号（第6条関係）

第 号
年 月 日

あて

高山村長

景観重要建造物等指定解除通知書

第 27 条第 1 項
景観法 の規定により、下記の景観重要建造物又は景観重要樹木の
第 35 条第 1 項
指定を解除したので、通知します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 解除の理由